

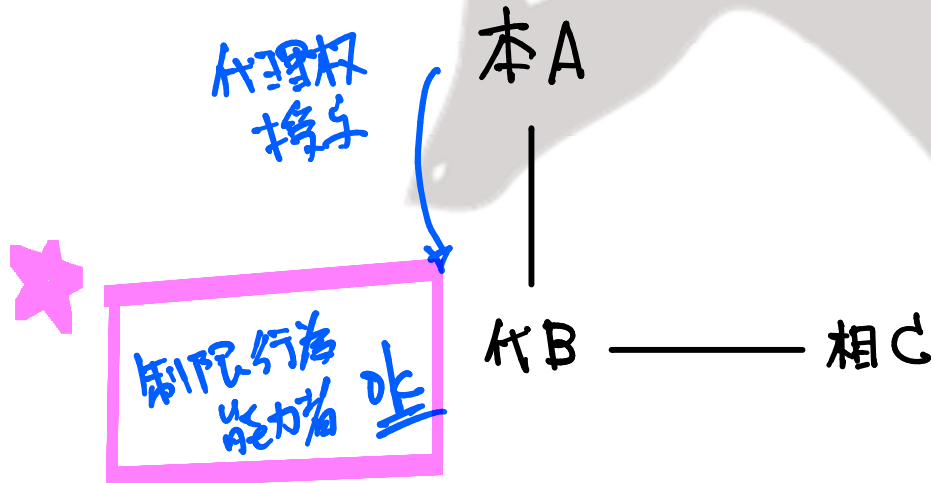
代理 宅建H30-02-2 <<#981>>

【問】正誤をつけよ。

Aが、所有する甲土地の売却に関する代理権をBに授与し、BがCとの間で、Aを売主、Cを買主とする甲土地の売買契約を締結した。AがBに代理権を授与するより前にBが補助開始の審判を受けていた場合、Bは有効に代理権を取得することができない。



被補助人



【答え】誤り

《ポイント》 代理人の行為能力

制限行為能力者が代理人としてした行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができない。

⇒ 制限行為能力者であっても、有効に代理権を取得することができる



制限行為能力者  
成年被後見人

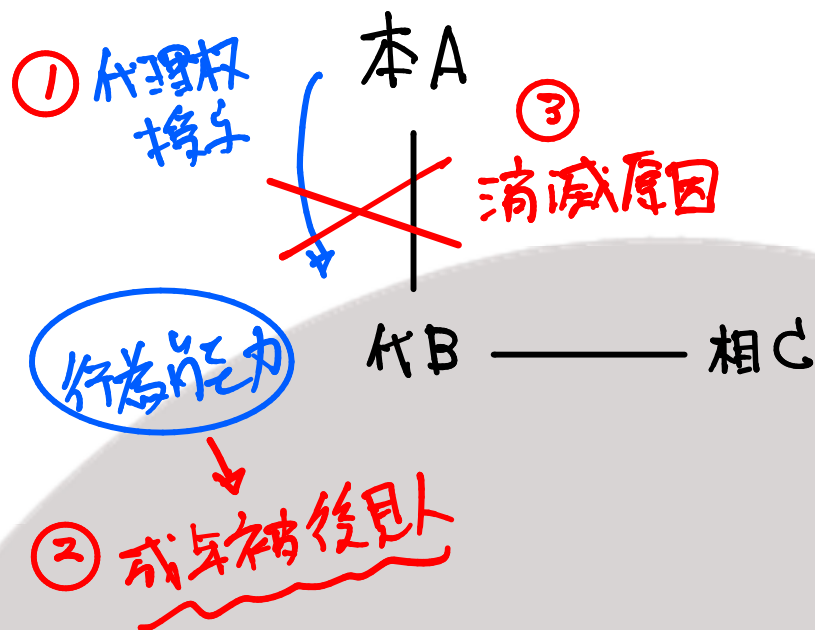
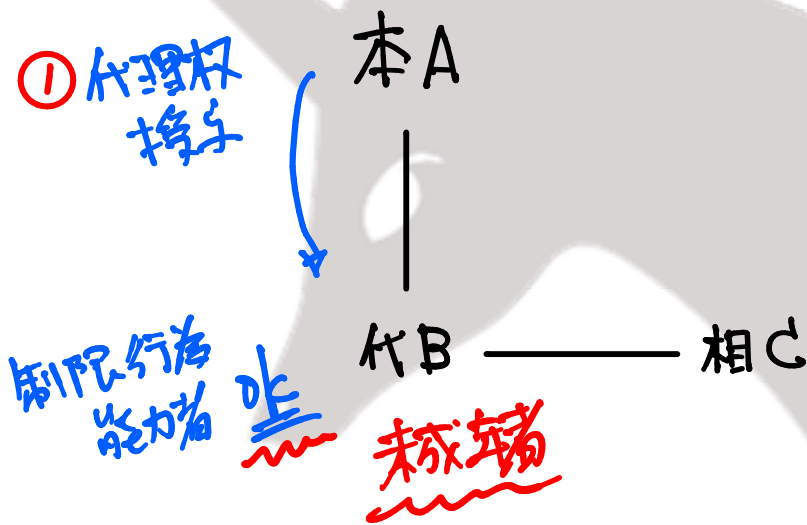
X 被補助人  
X 被後见人

《ポイント》 任意代理権の消滅原因

	死亡	破産	後見開始の審判	(解約)告知
本人	消滅※	消滅	消滅しない	消滅(解任)
代理人	消滅	消滅	消滅	消滅(辞任)

※ 登記申請の代理権は、本人の死亡によって消滅しない（不動産登記法）





【渋谷会】おすすめ講座

令和6年版『宅建これだけで合格セット』

宅建基幹講座(インプット) & 宅建過去問演習講座(アウトプット)のセット

宅建合格のための準備はこれだけで十分、あとは過去問演習で自習

<https://shibuyakai.com/>

解説

+ 暗記